

新ビジョンの内容

1. 家庭（代替養育家庭も含む）で生活している子どもへの支援
2. 子どもの権利保障のための児童相談所の在り方
3. 一時保護の在り方
4. 代替養育
5. 代替養育を必要とする子どもと特別養子縁組
6. 自立支援（リビング・ケア、アフター・ケア）
7. 子どもの権利を守る評価制度の在り方
8. 統計の充実、データベース構築及び調査研究

る体制の確保や支援メニューの充実を5年後までに行えるようにするとされています。また、施行後5年を目途に中核市・特別区による児童相談所設置が可能となるような計画的支援を行うとしたほか、一時保護について機能別に2類型に分割（緊急一時保護とアクセスメント一時保護）し、概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現するとしています。

また、代替養育としての里親委託率の向上を掲げ、3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現するとされました（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。

都道府県推進計画の見直し要領

従来の「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定された都道府県等の計画については、この新ビジョンに基づき、平成30年度末までに見直し、家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障）、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを盛り込むとされました。

本会の取組

本会では、児童養護施設等を退所した児童に対する自立支援資金貸付

新しい社会的養育 ビジョンとは何か ～社会的養護*の今後のあり方～

平成29年8月に、今後の社会的養育のあり方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（以下「新ビジョン」）が厚生労働省の検討会において取りまとめられました。そして、この新ビジョンに基づき、都道府県が社会的養育の体制について定める推進計画の見直し要領が平成30年3月にまとめられました。本号では、新ビジョンの内容について紹介します。

*社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

児童福祉法の改正

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、平成11年度に比べ、平成28年度には約10・5倍に増加しています。このような中、平成28年に児童福祉法が改正され子どもが権利の主体であることを位置付けるといふ大きな視点の転換が行われるとともに、国や自治体の責務として子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

今回の新ビジョン（5ページ上表参照）は、改正児童福祉法の理念を具体化するため、これまでの「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、今後の社会的養育のあり方を示すとともにそこに至る工程を示したものです。

新ビジョンでは、家庭への養育支援をするため、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることや子どもの状態に合わせた多様なケアの充実を謳っています。また、虐待の危険が高いなど集中的な在宅支援が必要な家庭には児童相談所の指導の下、市町村が委託を受けて支援を行うなど在宅での養育支援を構築することとしています。親子分離が必要な場合には、代替養育は家庭での養育を原則とし、現在、社会的養護が必要な子どもの約9割が施設入所し

ている現状を踏まえ、里親への委託を推進することとしています。

児童相談所については、里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の質を高めるための里親支援事業や職員研修の強化が行われるとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行うとされました。

また、代替養育に関し、児童相談所は特別養子縁組も視野にいれ、永続的解決（パーマネンシー保障）を目指したソーシャルワークを行うこととされています。

新ビジョンの工程

改正児童福祉法の原則を実現するために、①市町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに着手し目標年限を目指し計画的に進めるとしています。

中でも、市町村における支援体制の構築ではソーシャルワークができ

事業を平成28年度から行っています。新ビジョンでも改めてアフターケアについて自治体の責任の明確化と制度的枠組の構築が求められています。

ます。本会としても今後とも貸付事業等を通じて、社会的養護当事者の自立支援と権利保障のあり方について考えていきます。

京都府児童福祉施設連絡協議会 会長 早樫一男氏のコメント

京都府児童福祉施設連絡協議会は京都府内の児童養護施設、乳児院など、11施設で構成しており、社会的養護の一翼を担ってきました。「新ビジョン」では、社会的養護に関する今後の方向が示されていますが、設定された数値目標については疑問や異論があります。社会的養護を必要とする子ども達にとって、「大切なことは何か」について、関係機関とも議論を深めたいと考えています。

同志社大学 教授 空閑浩人氏のコメント

社会的養護のあり方をめぐっては、今日の社会状況のなかで、子どもが健やかに育つ環境をいかに整えるかが問われている。そのためには、たとえば施設の職員や里親としての日常はどのような経験なのか、何が難しく何が課題とされるのか、子どもを取り巻く状況はいかなるものか、などの「現場のリアリティ」に根ざした、開かれた議論を重ねる必要がある。「子育て」という営みは、もはやどこかの場所や誰かがそれを担えば良いという時代ではない。関係機関・関係者がネットワークを組み、協働して「ソーシャルワーク機能」を発揮させなければならない。求められるのは、地域を基盤とした、まさに「社会的（Social）」な養育への志向と実践である。

